

議事日程(第5号)

平成30年12月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第77号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第2 議案第78号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第3 議案第79号 高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第80号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第81号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第82号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第83号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第84号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 追加1日程第1 発議第8号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 追加1日程第2 議案第85号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 追加1日程第3 発議第9号 介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書
- 日程第9 議員派遣の件
- 日程第10 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第11 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第12 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第77号 高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について
- 日程第2 議案第78号 蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について
- 日程第3 議案第79号 高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第80号 高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第81号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第82号 平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第83号 平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第84号 平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 追加1日程第1 発議第8号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例の一部改正について

追加1日程第2 議案第85号 平成30年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)

追加1日程第3 発議第9号 介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書

日程第9 議員派遣の件

日程第10 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第11 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第12 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

出席議員(14名)

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 後藤 正弘君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 緒方 直樹君	16番 青木 善明君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君	事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 鳥取 真弓君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君	副町長 …………… 児玉 洋一君
教育長 …………… 川上 浩君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	河野 辰己君
財政経営課長 …………… 徳永 恵子君	建設管理課長 …………… 恵利 弘一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長 ……………	横山 英二君
地域政策課長 …………… 渡部 忠士君	会計管理者兼会計課長 鳥井 和昭君
町民生活課長 …………… 山下 美穂君	健康保険課長 …………… 宮越 信義君
福祉課長 …………… 中里 祐二君	税務課長 …………… 杉 英樹君
上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君	教育総務課長 …………… 野中 康弘君

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、12月20日9時30分より、第3会議室において委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席。執行部より副町長及び2名を含む合計3名が出席し、議会事務局から2名が参加し、議会運営委員会が開かれました。

本日、今会議に新たに付議されました案件は、議案第85号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）1件、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について等、議員発議が2件の合計3件であります。

この3件を追加提案することで、委員全員の意見の一致をみましましたので、本日の日程に追加することを御報告いたします。

○議長（青木 善明） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました追加1の3件を追加提案し、日程第8の次に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、追加1を日程第8の次に追加し議事を進めます。

---

日程第1. 議案第77号

日程第2. 議案第78号

日程第3. 議案第79号

日程第4. 議案第80号

○議長（青木 善明） 日程第1、議案第77号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定についてから、日程第4、議案第80号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上4件を一括議題といたします。

本4件は、所管事務事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） おはようございます。

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成30年第4回定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案第79号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてです。

当委員会は、12月14日と17日の2日間、第1委員会室において総務産業建設常任委員全員が出席し、執行当局の上下水道課課長及び関係職員の出席を求め、今回、付託されました議案の説明を受け、審査を行いました。

議案第79号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、宮崎キヤノン工場への給水を高鍋町水道事業で対応するため、給水区域を変更する条例改正との説明を受けました。

雲雀山地区は、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団の給水区域であり、一ツ瀬川水道企業団による給水を計画していたが、1日当たりの給水量が企業団では賅えないということで、高鍋町水道事業からの給水をするとの説明を受けました。

一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団の規約の変更に関する協議、給水区域の変更に伴うものを6月の議会で議決した後、それをもって一ツ瀬川水道企業団の議会で8月23日に議決をしたとのこと。それに伴い、高鍋町水道事業の設置等に関する条例の第2条第2項第1号中、雲雀山の一部に改めるとの説明を受けました。

質疑を求めたところ、委員から、キヤノン専用になるのかの問いに対して、水道法により2つの水道事業が1つの事業所に同時に給水することができないことから、キヤノンの敷地を一ツ瀬川水道企業団の給水区域から除外し、高鍋町水道事業の給水区域に設定するとの回答でありました。

委員の、一部となっているがどういう意味かとの問いに、条例上の表現ではキヤノンの敷地だけ残し、除外する部分は一ツ瀬川水道企業団の給水区域のことで、雲雀山地区の大部分が除外されるとの回答でありました。

そして、現地調査として、建設中の高鍋町水道事業の給水管路工事と給水加圧ポンプを確認してきました。

質疑が終わり、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、議案第79号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告します。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第79号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務建設産業常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。

第4回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第77号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について、議案第78号蚊口

地区学習等供用施設の指定管理者指定について、議案第80号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

報告については、議案順で行いたいと思います。

審査は、第4委員会室において、12月14日、17日の2日間、委員7名全員出席、担当課長、補佐、要点筆記事務局2名参加のもと行いました。なお、高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館を調査いたしました。

まず、議案第77号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について、担当課説明が行われました。福祉課からは、高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の概要資料が配付され、それに基づいて説明。対象施設の概要、管理等に関する基本的内容、平成27年度から29年度までの利用状況等の説明がありました。

それによると、各施設は、高齢者、障がい者など、及び児童の自主的、または創造的な活動推進を行い、町民の福祉、保健活動及びボランティア活動への参加を支援し、もって町民福祉の充実に資することを目的にしており、火災や破損、事故などが発生しないように利用者への啓発を行っていること。利用者に病気、けがなど予期しない状態が生じた場合は、救護等行うことなどの説明が行われました。

委員より、利用している団体はどの問いに、自治公民館などの集まりであったり、利用団体は多岐にわたっている。また、別館で運営していたはつらつ教室は終了したが、まだ小中学生の学習指導する社協塾があるとのことでした。したがって、築96年経過している関係で、毎年営繕費用として30万円を予算化しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について、社会教育課から建設計画時から現在までの経緯が資料により示されました。

なお、この問題は総括質疑でも行われたため、委員より、予算についての説明と耐震診断について説明を求められました。予算については5万円掛ける12カ月と、消防施設などへの委託を含め77万1,000円であるとの答弁。耐震診断については、完成年度が耐震診断を必要とする基準よりも後なので行っていないとのことでした。

ほかに質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、社会教育課より説明が行われました。これについては総括質疑があり、公民館の事業としての資料が示され、目的、事業内容と合致しないと判断し、今回の提案となったことが示されました。

委員からは質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。まず、議案第77号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第78号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第80号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第77号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第77号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定について、賛成の立場で討論を行います。

現地を見てまいりましたが、建物は築年数96年経過。平成12年からの介護保険開始前に、国100%補助の介護予防拠点整備事業において、屋根などの改修は図られましたが、蔵の屋根は壊れたままでした。

文化遺産として整備するのか。それともほかの予算を駆使して何とか改修するのか、方向性が全くないというのが実態ではないでしょうか。

現在、小中学生の学習の場として利用され、多くのボランティアの先生のお力を借りて社協塾があります。明倫堂の教え、文教の町にふさわしく、今一度、社協塾への支援体制も考え直す機会ではないかと思えます。

高鍋に生まれた子どもたちが等しく生きられる環境を、社会福祉協議会へ委ねていくことに賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第77号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第77号高鍋町老人福祉館及び高鍋町老人福祉館別館の指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第78号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定について、賛成の立場で討論を行います。

蚊口地区は、例にもれず高齢化率の高い状況にありますが、学習等供用施設を使い、地域の皆さんがいろいろな利用をされています。また、駅に近い利便性から、いろいろな団体の利用もあるようです。

駅舎の改築方向性も決まらない状況の中で、学習等供用施設のあり方も検討すべき時に来ていると考えます。集まることによって元気が出てきます。空き家も多くなっている今日、地域の人々がこれからも集える場所となることをお願いして、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第78号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第78号蚊口地区学習等供用施設の指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第79号高鍋町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第80号高鍋町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第81号

○議長（青木 善明） 日程第5、議案第81号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件は、一般会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○一般会計予算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 平成30年第4回高鍋町議会定例会において、一般会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第81号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）の1件であります。

特別会計における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は12月17日から19日の3日間、審査は第3会議室にて行い、議長を除く13名の委員出席のもとに、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

まず初めに、社会教育課です。

社会資本整備総合交付金は、防災、安全に関する交付金で、図書館空調機械室、アスベスト除去経費500万円のうち、補助対象額が3分の1補助されるとの説明。

委員より、アスベスト工事補助対象額は500万円ではないのかとの質疑に、国に申請している内容は約377万円だが、工事をしてみないと金額的には判断するのは難しいとの答弁でありました。

次に、埋蔵文化財発掘調査委託金については、キャノン建設に伴い九州電力が送電用の鉄塔12塔を建設する予定だが、そのうちの1塔の設置場所に縄文時代の遺跡が見つかり、その調査を行うための委託金との説明を受けております。

委員より、発掘調査はいつごろか。また、いつまでに終了予定なのかとの質疑に、1月中旬から調査を行い、終了予定は3月であるとの答弁でした。

次に、舞鶴ロードレース機材リース料について、参加者用のテントや椅子など、できる限り準備をしたが、それでも十分でなかったため、増額補正するものであるとの説明を受けております。

委員より、毎年これくらいの予算となるのかとの質疑に、3月に開催したロードレースをみて、足りない資材を追加している。また、大会の規模拡大を目指すためにも、今回の補正額は今後も必要であるとの答弁でした。

次に、教育総務課です。

教育庁舎比較検討事業について。現在、教育委員会が庁舎として使用している中央公民館は、耐震基準を満たしておらず、また、施設の老朽化が深刻な状況である。そのため、今後の施設改修等の検討に資するための施設の建て替え、大規模改修及び一部改修についての基本仕様、構造検討及び概算工事費を算出するための調査業務を実施するとの説明を受けております。

委員より、委託先はどの質疑に、町内の設計業者に入札する予定であるとの答弁。また、委員より、庁舎を使用している職員らで検討しながら、設計業者に委託することが望ましいと考えるがとの質疑に、関係部署と連携した上、設計業者と協議していくとの答弁でありました。

次に、学校施設環境改善交付金の減額補正については、国の採択方針に沿わず不採択による減額との説明でした。不採択となったのは東中学校南棟便所改修工事であります。なお、この交付金については、来年も同じ要領で予算に計上するとのことでした。

次に、遠距離通学費補助についての説明を受け、委員より、地区外通学者については、バス代補助、自転車購入補助は適用されないのかとの質疑に、地区外通学者については補助できない旨を説明し、納得されているものと理解しているとの答弁がありました。

次に、税務課関係です。

申告支援システム改元設定手数料は、来年5月に元号が変更になるための手数料との説明。また、債務負担行為補正では、保守点検委託、ハード及びソフトの保守費用で、それぞれハードが36万8,000円、ソフトが60万9,500円との説明を受けております。

次に、町民生活課です。

戸籍住民基本台帳費は、先ほどの税務課と同じく来年5月に予定されている改元に伴い、現在、導入している戸籍附票連係システムに新しい元号を乗せて行うためとの説明を受けております。

次に、健康保険課です。

宮崎市夜間救急センター運営費負担金の補正額については、平成29年度歳入予算を減額して計上すべきところ、例年と同じ水準の歳入予算を計上したためであるとの説明。また、適正受診の啓発等について、小児科利用者数が前年度と比べ1,704人減少してい

るとの説明を受けております。

委員より、どのような啓発活動を行ったのかとの質疑に、宮崎市では、まずかかりつけの医師に受診すること。電話相談、そしてインフルエンザ検査はしないことなどの啓発活動を行ったことが、結果、利用数が減少したとの答弁でありました。

次に、宮崎大学医学部小児科寄附講座運営支援負担金については、勤務医師の高齢化に伴い、診療提供の維持が危惧されております。そのため、次世代を担う若い小児科医を育成支援するとともに、宮崎大学の小児科医の増員、2名になりますが、に伴う同センターへの医師派遣拡大により、診療体制、提供体制を維持することを目的としているとの説明を受けております。

次に、福祉課です。

子ども子育て事業費について。委託料の放課後児童健全育成事業委託については、障がい児受入推進事業の補助対象となるため、また、障がい児保育委託は、平成30年度においては、療育手帳や発達障がいの診断等を有する児童16名が市立保育所を利用しており、今後の見込みで事業費の不足が見込まれるため補正するとの説明を受けております。

委員より、障がい児受け入れのために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するとあるが、具体的にどのような人物を指すのかとの質疑に、障がい児受け入れのための研修を受講している人物であるとの答弁でありました。

次に、子ども医療費助成についての説明を受け、委員より、今後、子ども医療費助成は増額するのかとの質疑に、今回の補正は当初予算で足りない額を補正しているが、適正な受診をするよう啓発活動を行っていききたい。それにより医療費を抑えることができるものと考えたとの答弁でありました。

次に、農業委員会です。

報酬については、副会長であった農業委員が平成30年5月末に辞任したことに伴う、不要となる報酬を減額すること。また、農業者年金業務委託金については、収入確定に伴い、歳出予算を増額調整する必要が生じたためとの説明を受けております。

次に、農業政策課です。

多面的機能支払関連調査委託では、ことし7月に羽根田、青木地区が新たに加わり、対象となる面積が3,241アール増加したことにより、委託料に不足が生じるためとの説明を受けております。

次に、尾鈴地区土地改良事業では、台風24号の被害により、生産者から営農に支障を来すことから、次年度に予定していた配管設置工事、給水栓設置工事等の前倒しができないかとの相談を受けたとのこと。県との協議の結果、前倒しが可能となったため補正するものと説明を受けております。

総合交流ターミナル施設整備基金については、株式会社高鍋めいりんの里の経営権を株式譲渡によって、株式会社メモリード宮崎へ移譲することとなり、その売却益2,100万円を今後の温泉施設維持管理の財源とするために、基金に全額積み立てるものとの説明を

受けております。

次に、地域政策課です。

ウェブ使用料について。地域おこし協力隊を活用し、町独自の求人サイトを構築、運営するための使用料との説明を受けております。また、当初計画では、人材が集まらなかったことから、業務内容をミッション型に変更し、町独自のU I Jターン求人サイトの管理運営業務を行う協力隊員として再募集しているとの説明も受けております。

委員より、協力隊員の業務内容及びサイトの掲載内容との質疑に、ハローワークで掲載している内容はもちろんのこと、U I Jターンを考える方が知りたい情報を提供していく予定である。また、企業に対してもニーズ調査を行い、求人サイトの充実を図るとの答弁でありました。

次に、企業立地補助金について。サンプラス株式会社がハタダ跡地を資産購入することで、上限5,000万円を補助するとの説明を受けております。

委員より、業種及び労働者の人数はとの質疑に、車の電気部品を製造。従業員は、正社員が14名、通所作業所A型及びB型で合計65名であるとの答弁でありました。また、スポーツ合宿については、委員より、町民が合宿に来る大学及び企業に対して積極的に応援できるような仕掛けをするべきあるとの提案があり、今後、広報について検討していくとの答弁がありました。

次に、建設管理課です。

公共土木施設災害復旧費補助災害復旧費は路肩崩壊、のり面崩落等があった計16カ所。また、単独災害復旧費は、同じく路肩崩壊、のり面崩落等があった箇所計12カ所の災害復旧工事をするとの説明を受けております。

その他、繰越明許に関し、社会資本整備事業2路線、天神・茂広毛線については、相続問題が解決に向かいつつあるとの説明も受けております。

次に、総務課です。

会計年度任用職員制度導入について。臨時的任用と非常勤職員の任用について、地方公務員法の改正により厳格化され、平成32年度から会計年度任用職員制度が導入されることになるとのこと。そのため、その期限までに制度設計構築を確実に行うため、コンサル支援業務委託をするとの説明を受けております。

委員より、制度導入に当たって、委託先と本町のやり取りはとの質疑に、現状調査、専門研究員による事前研修、方針調査、例規影響調査、例規案作成支援等を委託先とやり取りを行うとの答弁でありました。

次に、防犯掲示設置事業についてであります。

台風24号により、中川原地区の防犯掲示板が破損したため、新たに設置するとの説明を受けております。

委員より、設置する掲示板はどのようなものかとの質疑に、アルミ製、防水の掲示板を設置することになる。また、本年度当初予算で計上していた11地区分は、設置完了して

いるとの答弁でありました。

消防団食糧費について。消防団第11部が県大会に出場したこと及び支部幹部会の負担増となったため補正するものとの説明を受けております。

委員より、現在、女性消防団が4名在籍しているが、今後、ふやす手立ては考えているのかとの質疑に、一般女性の方が女性消防団員に共感できるような広報をしていくとの答弁でありました。

次に、議会事務局です。

議員定数16名から14名となったことによる減額補正及び新人議員の作業服の購入、議会活性化等調査特別委員会、議会報告等により、通年以上のコピーをしたことによる増との説明を受けております。

最後に、財政経営課です。

債務負担行為、地方債補正の説明及び役場庁舎消防設備設置に伴う増額補正及び太陽光発電設備に設置する電力量計の検定有効期間が満了したことにより、新たに電力量計を設置するための工事負担金のための増額補正との説明を受けております。

委員より、検定有効期間は何年であり、また、その設置義務が法的義務であるのかとの質疑に、有効期間は平成26年1月から5年間である。その有効期間が5年経過することから交換する。また、法的義務はあるとの答弁でありました。

また、委員より、煙感知器は3基で足りるのかとの質疑に、消防施設点検で指摘を受けたのが3基であるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし。賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、一般会計予算審査特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第81号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論を行います。

会計年度任用職員制度が平成32年には始まります。自治体職員のあり方が、これで大きく変わるのではないかと考えます。また、働く人々があらゆる場面で声を上げやすくなる可能性もありと考えます。よい方向で動くことを期待しています。

めいりん温泉については、これから運営が楽しみであると同時に、働いている人、税金投入がこれからも続くのではないかと危惧する状況もあります。全国では、入湯税などを取ろうとする方向性を持ち、何かと地方自治体の歳入をふやそうとする方向性もあるようです。

めいりん温泉は、確かに農林水産補助で建設されたものではありませんが、福祉の向上にも適合すると判断をして、今まで運営には多大な努力と経費が投入されてきました。しかし、この問題は、株式を所有している団体にも大いに責任があったと考えます。第三セクターのあり方をしっかりと検証し、会議録を見る限り運営に物申すことなかったのではないかと考えます。

また、この問題に関しては、議会の議決を待たずしてマスコミ報道がなされました。確かに早くしたいとお考えは尊重したいのでありますが、二元代表制のもと、ある地方自治体では、議会を尊重していただきたかったと苦言を呈したいと思います。

台風24号被害に迅速に対応。予算も必要な配分をしていただけたと思います。しかし、民間の被害を含め業者不足が問題となっています。業者の方に対しても、このような災害時にはボランティアでの協力依頼も必要であると考えました。

これからも、住民が願う町政であっていただきたいと考え、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第81号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第81号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第82号

#### 日程第7. 議案第83号

#### 日程第8. 議案第84号

○議長（青木 善明） 日程第6、議案第82号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、日程第8、議案第84号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）まで、以上3件を一括議題といたします。

本3件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、松岡信博議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（松岡 信博君） 総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、議案第84号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてです。御報告をいたします。

当委員会は、12月14日と17日の2日間、第1委員会室において、総務産業建設常任委員全員が出席し、執行当局に上下水道課課長及び関係職員の出席を求め説明を受けました。

今回の補正は、地方自治法第214条の規定により、平成31年度の浄化センターの維持管理委託等について、債務負担行為の設定を行うものと説明を受けました。

電気工作物保安管理委託については、限度額を32万円で設定する。これは九州電気保安協会からの見積もりによるものと説明がありました。

運転管理委託については、日本下水道協会が発行している下水道施設維持管理積算要領の歩掛を用いて積算して、2,904万9,000円を限度額として設定したとの説明がありました。

汚泥運搬処分委託については、単価契約として1トン当たり単価を1万3,200円で設定しており、内訳として、汚泥処分は見積もりで消費税込みの8,800円、汚泥運搬として、運搬距離9キロで積算した4,400円との説明がありました。

説明が終わり、質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論もなく、採決に入り、議案第84号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（青木 善明） 以上で、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第84号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教厚生常任委員会委員長（中村 末子君） 第4回定例議会において、文教厚生常任委員会に付託された2案件については、一般会計からの繰出金が発生することで、一般会計の可決後の報告となります。

したがって、文教厚生常任委員会での審査は、議案第82号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第83号平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査を第4委員会室において、12月14日、17日の2日間、委員7名全員出席、担当課長、補佐、要点筆記事務局2名参加のもと行いました。

まず、健康保険課から、第82号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を受けました。

療養給付費については資料が提示されました。説明によると3月から7月分を見て療養給付が昨年と比較して4.5%の伸びとなり増加したが、平成30年度から制度改革に伴い、県が保険者となりましたので、療養給付費については県からの交付金であるとの説明を受けました。

パート事務費単価20円の増は一般会計からの繰り入れで賄い、改元に伴うシステム改修は繰越金でとの説明でした。

委員より、高額療養費での最高額は何かとの質疑に、今年度のデータはまだなく、昨年度で1件当たり958万円、年間にすると2,959万2,180円。病名は脊髄性筋萎縮症であるとのことでした。

また、委員より、診療報酬の改定はとの問いに、0.55%であるとのことでした。医療費の伸びにより保険税が上昇することは大丈夫かとの問いに、県への納付金に見合った保険税設定となるが、医療費の伸びに伴って判断されるものと考えられるとのことでした。

後、全国的な医療費の伸び、改元に関してのシステム改修等の意見が出されました。

以上、審査は終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、担当課より資料の提示があり、来年の後期高齢者医療システム更新に伴う一般会計からの繰り入れで行うものとの説明がありました。

委員より、改元システム更新の対応についての確認がありました。

これ以上の質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（青木 善明） 以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。まず、議案第82号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第83号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。まず、議案第82号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第82号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論を行います。

医療費の伸びが4.5%と例年になく大きい伸びとなっているようです。特定健診率を上げるだけでなく、病院との連携をより強くしながら、国民健康保険税の上昇にならないようお願いをして、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第82号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第82号平成30年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第83号平成30年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第84号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第84号平成30年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 追加1日程第1. 発議第8号

○議長（青木 善明） 追加1日程第1、発議第8号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。15番、緒方直樹議員。

○15番（緒方 直樹君） 発議第8号議会の議員の議員報酬及び費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

提出者、緒方直樹。賛成者、田中義基、永友良和、八代輝幸、松岡信博、後藤正弘、春成勇、黒木正建、黒木博行、古川誠、日高正則、杉尾浩一。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

趣旨の説明をいたします。

こちらの議会の議員の議員報酬及び費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございますが、国の特別職の職員の期末手当の改定に準じて、本町議会の議員の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしまして、議員の期末手当の支給月数を年額で0.05月引き上げるものです。

詳細を申し上げます。まず、第1条の改正内容につきましては、12月期の期末手当を現行の100分の157.5を100分の162.5に改めるものです。

次に、第2条の改正内容につきましては、平成31年度からの年の支給月数は100分の305となります。そのため6月期100分の142.5と12月期100分の162.5を均等にするための改正であり、6月期、12月期を同じ月数の100分の152.5と改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第8号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数であります。したがって、発議第8号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

## 追加1日程第2. 議案第85号

○議長（青木 善明） 追加1日程第2、議案第85号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第85号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,409万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億3,021万1,000円とするものでございます。

補正の主なものは、ふるさとづくり基金積立金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、災害復興対策営農支援事業補助金、西小学校ブロック塀改修工事等でございます。

財源につきましては、国・県支出金、寄附金、繰越金、町債でございます。併せまして、ブロック塀等安全対策事業の繰越明許費及び地方債の追加を行うものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 議案第85号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明を申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。

議会費職員手当等議員期末手当は、先ほど発議8号に伴う議員の期末手当を年間3.00月から3.05月に引き上げるものでございます。

総務費基金管理費積立金ふるさとづくり基金積立金は、11月27日に高鍋町出身の故人から寄附をいただきましたので、これを積み立てるものでございます。

農林水産業費農業費農業企画費負担金補助及び交付金につきましては、町の補助率の調整、起債内容のとりまとめ、それに伴う積算を行っていたことから、今回の計上となったものでございますが、まず、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、台風24号により被災した農業者に対し、農産物の生産、加工に必要な施設の復旧及び撤去を支援するもので、国県補助金に町の補助金15%を上限として加算するもので、92件分を計上しております。

災害復興対策営農支援事業補助金は、同じく台風24号により被災した産地に対し、営農再開・継続に向けた農業用ハウス等の導入、追加的な種子、苗の確保等を支援するもので、事業費に対し15%以内を補助する産地緊急支援事業53件分と、肉用牛農家及び養豚農家の経営再開・継続等を支援するもので、事業費の5%以内で補助する経営安定対策補完事業15件分を計上しております。

教育費小学校費学校管理費工事請負費につきましては、12月4日の内示を受けて、倒壊の危険性があるブロック塀を整備するもので、西小学校の県道沿いブロック塀110メートルを改修をするものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

教育費中学校費学校振興費負担金補助及び交付金につきましては、創造アイデアロボットコンテスト九州地区中学生大会で準優勝し、1月に東京で行われる全国大会に出場をする西中学校6人の生徒の大会出場交付金でございます。

災害復旧費公立学校施設災害復旧費は、ブロック塀対応臨時特例交付金が交付されることによる財源更正でございます。

戻りまして、歳入の御説明をいたします。8ページ、9ページをお開きください。

国庫支出金国庫補助金教育費国庫補助金小学校費補助金は、東・西小学校のブロック塀の安全対策に係る交付金でございます。

県支出金県補助金農林水産業費県補助金農業費補助金につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の国と県の補助分を合算いたしまして、県補助金として受け入れるものでございます。

寄附金民生寄附金老人福祉事業寄附金につきましては、高齢者の福祉事業に活用してくださいという寄附者の意向に沿い、老人福祉事業寄附金として受け入れるものでございます。

繰越金につきましては、29年度からの繰越金を財源調整といたしまして計上をしております。

町債教育債は、東・西小学校のブロック塀安全対策に係る起債で、充当率は100%でございます。

戻りまして、4ページをお開きください。

繰越明許費の補正は、西小学校ブロック塀の改修が年度内に完成しない恐れがあることから、繰越明許費の追加を行うものでございます。

5ページ、地方債補正は、同じくブロック塀等安全対策事業の追加を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で説明が終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど支出のほうでも言われたんですけども、支出のほうは10、11ですね、歳入では。

国県の農林水産業費の県補助金と。これは国県合算して受け入れということなんですけれども、国と県、この前の言われた補助率でよろしいんでしょうか。ちょっと確認だけさせていただきますと思います。

そして、幾つも言っている。そして、次の民生費寄附金の中で、老人福祉事業寄附金とありますけれども、これは何か特記してある寄附なんでしょうか。だから、ふるさとづくりに入っているから、これが何か、こういうふうに使ってほしいという別途の目的があったのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

それから、町債のこれで全部でよろしいのでしょうか。ブロック塀の改善についてはこれで全て改善できるのかどうか、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 只今御質疑がありました被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の国県の補助率について御説明申し上げます。

こちらのほうは内容が農業用施設の再建、修繕と農業用施設の撤去に分かれておりまして、まず、再建、修繕のほうが国のほうが10分の5以内でございます。こちらのほういろいろ条件がございまして、園芸用ハウスにつきましては、共済金の国庫相当額、国費相当額合わせて事業費の2分の1相当を支援。共済未加入の場合は国の助成率は10分の3以内となります。

また、農業用ハウス以外、畜舎、農業用機械等に対する国の助成率は10分の3以内となっております。県のほうは、そういった条件はなく、いずれも10分の1以内となっております。町のほうが10分の1.5ですね。

農業用施設の撤去のほうが、国のほうの助成率が10分の3以内ということでございます。県のほうが10分の1.5以内ということになっております。町のほうも県と同じく10分の1.5以内ということになっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮越 信義君） 寄附金についてでございますが、こちらの寄附金につきましては、先ほど説明がございましたとおり、高鍋町出身者の方で、最近亡くなられた方の遺言によりまして、その中に受け取った財産につきましては、老人福祉事業のために使うことというふうに指定がしてございますので、その趣旨に沿いまして、今回、寄附金を受け入れ、その分につきましては、来年度以降高齢者事業に活用するものといたしまして、本年度につきましては、一旦基金のほうに積むということにするものでございます。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（野中 康弘君） 倒壊の危険性のあるブロック塀の改修につきましては、今回のこの予算で終了するものと考えております。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） もう一度再確認ですけれども、10分の5と10分の3と分かれてますよね。これは前に説明があったとおり、共済に加入していない人への加入促進を促すという意味で、10分の3ということになっているのかどうか、確認だけさせてください。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（横山 英二君） 議員の申されるとおりでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第85号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論を行います。

この中には、議会費として入っているお金については、私は、反対をしております。ただし農業者への問題。いろんな災害復旧に対して、皆さんの努力をされていること。そして、農業災害については、このときにしておかなければ、次の機会がないこと。そして、私が一番感謝を申し上げるのは、基金積み立てをされる予定ですけれども、老人福祉事業寄附金、これは高鍋町出身の方が寄附をしてくださったと、本当に感謝を申し上げたいと思います。

そのためにも、私は賛成をしなければならなかったと思いました。この老人福祉事業寄附金については、お亡くなりになられた方の意思をしっかりと引き継いで、そして、計画を十分に行いながら、高鍋町の老人福祉計画をしっかりと定めていただきたいと思います。賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第85号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、議案第85号平成30年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

---

### 追加1日程第3. 発議第9号

○議長（青木 善明） 追加1日程第3、発議第9号介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 発議第9号介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、高鍋町議会議員、永友良和。賛成者、高鍋町議会議員、後藤正弘、田中義基、八代輝幸、中村末子、古川誠、緒方直樹。

以上であります。

それでは、意見書の内容を朗読いたします。

介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書。

昨年、2017年介護報酬臨時改定で処遇改善加算の拡充が図られたものの、ことしの改定では目立った対策は講じられず、介護従事者と全産業平均との給与差月額で約10万円を埋めるにはほど遠い状態であります。

処遇改善加算については、算定の対象となる職員の限定、手続きの煩雑さ、利用料への反映といった問題が改善されないまま推移しております。処遇改善は、利用料の引き上げに直結する介護報酬ではなく、国の一般財源で対応し、対象の拡大などを改善を図るべきです。

介護事業所では担い手不足が慢性化、深刻化の一途をたどっております。施設を全室オープンできない、新規利用者を受け入れられないなどの事態も広がっており、地域の介護需要に応えきれない状況が生じております。

介護福祉士の養成校では定員割れが続いており、養成課程の縮小や廃校を余儀なくされた学校も出ています。

介護労働安定センター2017年介護労働実態調査、回答8,782事業所では、職員が不足していると回答した事業所が3分の2、66.6%で過去最高となり、特に訪問介護では82.4%の事業所が不足を訴えております。

また、福祉医療機構が、特別養護老人ホームを対象に調査、2018年2月の調査。回答628施設では64.3%の施設が職員不足と回答し、このうち12.4%が利用者の受け入れを制限していると答えています。

第7期介護保険事業計画の集計では、2025年度は全ての都道府県で職員の需要数が供給数を上回ることが見込まれており、全国で33万7,000人、宮崎県でも3,609人の供給不足が予測されております。

こうしたことから、介護従事者の処遇を改善し、介護の担い手確保は一刻も速く手立てを講じるべき課題であると考えます。

よって、国に対し、介護現場の人手不足を解決するために、介護従事者の賃金、労働条件を大幅に改善し、介護の担い手確保のために実効性のある対策を講じることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月20日。

宮崎県高鍋町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第9号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員であります。したがって、発議第9号介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議員派遣の件

○議長（青木 善明） 次に、日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

---

#### 日程第10. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（青木 善明） 次に、日程第10、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第11. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（青木 善明） 次に、日程第11、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会

の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

**日程第12. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について**

○議長（青木 善明） 次に、日程第12、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、平成30年第4回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午前11時15分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員